⑻　契約書作成の要否　要。
⑼　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払」方式を採用する。
⑽　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。
⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　２⑵に掲げる一般競争入札の認定を受けていない者も５⑶により申請書及び資料を提出する事ができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
⒀　詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hidekazu Maekawa, Director-General of the Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction Work of Route 18 takadaoohashi (nikisen) jyoubukouji
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. 21 May 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 14 : 00 P.M. 27 July 2012 (tenders brought with 14 : 00 P.M. 27 July 2012 or tenders submitted by mail 14 : 00 P.M. 27 July 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―1, Misaki-Chou, Chuo-ku Niigata-Shi, Niigata-Ken, 950―8801 Japan, TEL 025―280―8880 ex. 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年４月９日
支出負担行為担当官
四国地方整備局次長　白石　哲也
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
○第１号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　徳島小松島港沖洲（外）地区岸壁（－8.5m）（耐震）築造等工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　徳島県徳島市東沖洲㈡地先
⑷　工事内容　浚渫工１式、土捨工１式、海上地盤改良工１式、基礎工１式、本体工（ケーソン式）１式、本体工（ブロック式）１式、本体工（場所打式）１式、被覆工１式、雑工１式、安全管理１式
⑸　工期　契約締結日から平成25年３月15日まで
⑹　使用する主要な資機材　固化材約3,700ｔ、基礎捨石約9,300㎥、砂約19,000㎥、コンクリート約600㎥、被覆石約1,000㎥、グラブ浚渫船（スパッド式、密閉グラブ）
⑺　本工事は、入札時に、３⑴①に示す特定評価項目１、２及び３に係る技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（標準型（Ⅰ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑽　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑾　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
⑿　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⒀　本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を試行する対象工事である。
⒁　本工事は、中間前金払に代わり短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」の試行工事である。
⒂　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）
②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が950点以上であること。）
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　特定評価項目１、２及び３に係る技術提案が適正であること。
また、技術提案が適正と認められない場合に設計図書（特記仕様書、図面、共通仕様書）に記載された内容（以下「標準案」という。）に基づいて施工する意志がある場合又は、技術提案を行わず標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案に基づいて施工する旨の資料を作成し提出すること。
⑹　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体においては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
なお、当該施工実績が平成13年４月１日以降に完成した地方整備局が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、次の１）及び２）の工事とする。
１）港湾土木工事において、質量1,000ｔ／函以上の鉄筋コンクリート製ケーソンを据え付けた工事
２）港湾土木工事において、設計図書に安全監視船の配置が義務付けられた工事
（１）と２）は別件工事可）